

定期的な検査が必要なばかりって？

① 取引又は証明って？

◇「取引」と「証明」って？（計量法抜粋）

【取引】有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

【証明】公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること
（計量法 第2条）

◇どんな時に「取引」や「証明」をしてる？

（食料品関係）

- ・生鮮売り場で、肉・魚・野菜・惣菜などをグラム表記で販売しているもの（例：豚ロース 100グラム 〇〇円）
- ・量り売りの米、菓子、コーヒー豆を販売しているもの



（小売店、リサイクルショップ、貴金属取引等）

- ・貴金属などをグラム単位で取引するもの
- ・産業廃棄物を取引するもの



（運送関係）

- ・宅配便などで、配送物の重さにより料金を決めるもの

（学校、幼稚園、保育所、認定こども園）

- ・健康診断などに使用し、その結果を通知するもの

（病院、福祉施設、薬局）

- ・健康診断や人間ドックなどに使用し、その結果を通知するもの
- ・薬の調剤に使用するもの



② どんなばかりを使ってもいいの？

計量法では、ばかりを取引又は証明に使用する場合は以下の「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものを使用しなければならないと定められています。（計量法 第16条）

また、これらのばかりを取引又は証明に使用する者は、定期検査を受検しなければならないとされています。（計量法 第19条）



（検定証印）



（基準適合証印）

つまり、取引又は証明をするには、証印のあるばかりを使用して、正確な計量が継続できることを確認するために、定期的な検査を受ける義務があります！

△ご注意ください△

市販のキッチンスケールや、家庭で使う体重計など以下のマークが付されたばかりでは、取引又は証明に使用できません！



（家庭用特定計量器
技術基準適合マーク）

③ 定期的な検査の周期は？

ばかりを購入したあと、最初の定期検査を受検するまでは1年間、定期検査を受検した後は2年間の検査免除期間があります。製造年月や定期検査を最後に受検した年月を確認したい場合は、検定証印や基準適合証印、定期検査の合格証を確認してください。（裏面④参照）

④ はかりのどこを確認すればいい？

はかりの側面や裏面にはかりの性能について書かれた鉛板が貼られていれば、そこに検定証印又は基準適合証印が刻印してあります。



これらの刻印等があれば、取引又は証明に使用できる「特定計量器」であることがわかります。証印の近くに刻まれている日付が製造時の検定年月です。

また、過去に定期検査を受検し合格していれば、合格証が貼付されます。検定年月が記されているので、こちらを確認してください。



ご使用の特定計量器が検査周期を過ぎていた場合は、はかりの検査を受検する必要があります。なお、定期検査を受ける必要があるにもかかわらず受検していない場合や、検定証印又は基準適合証印のないはかりを使用して取引・証明をしていると、最悪の場合、罰則に触れることがあるのでご注意ください。

⑤ はかりの検査を受検するには？

① 豊川市が行う定期検査

豊川市を二つの地域に分け、毎年交互に定期検査を実施しています。実施地域は以下のとおりです。

東部地区（奇数年）	西部地区（偶数年）
東部、南部、金屋、一宮、音羽、御津、小坂井中学校区	中部、西部、代田中学校区

検査の詳細な時期や会場は、豊川市ホームページまたは広報とよかわ5月号をご覧ください。検査時期から外れてしまった場合は、豊川市へ直接お問い合わせください。

また、検査手数料は条例で定められています。金額を確認したい場合は、豊川市へ直接お問い合わせください。

② 民間の計量士が行う検査

国家資格を持つ計量士が、はかりの所在場所等へ訪問して検査を行います。検査後は検査結果を豊川市へ届出ください。

検査日や検査手数料は直接計量士へご相談ください。

※契約の内容について、豊川市は関与しません。

ご使用のはかりが検査をしなければいけない場合や、検査をする必要があるか迷ったときには、お気軽にお問い合わせください。

豊川市産業環境部商工観光課商工労政係

〒442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地（市役所北庁舎2階）

電話：0533-95-0263

メール：shoko@city.toyokawa.lg.jp



© いなりん